

第三十三号

徳島県学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

徳島県学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十九年十二月一日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

徳島県学校職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和三十二年徳島県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

第十五条第二項中「次に掲げる」を「次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める」に改め、同項第三号及び第四号中「四千二百五十円」を「五千百円」に改め、同項第五号中「三千円」を「三千六百円」に改める。

附 則

この条例は、平成三十年一月一日から施行する。

提案理由

本県における教員給与についての人事委員会の意見があつたことに鑑み、他の都道府県との均衡等を考慮し、特殊業務手当の額を改める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。